5. 現在住所ノ報告（二箇月毎）ニ関スル件
10. 賜物ノ件（二箇月毎）ニ関スル件

第二回要求書

一、組合員ノ賃金ハ最低二円五十銭ニ改ムル事
一、賃金ハ毎月二回全額支給スル事
一、解雇手当ノ件ハ別ニ之ヲ定ムル事
一、解雇者ニ対シテハ予メ一ヶ月前ニ通告スル事
一、争議ノ為ニ休業シタル場合ハ賃金ヲ支給スル事
一、出勤ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トシ一日ノ労働時間ハ八時間トスル事
一、就業時間ノ変更ハ一ヶ月前ニ通告スル事
但シ二割以上ノ増減ハ絶対ニ認メザル事
一、別ニ定ムル賃金以外ニ特別手当ヲ支給スル事
一、本要求ニ対シテハ絶対ニ回答ヲ拒否スル事

東京木工組合

5.10.8
第1284

労秘第三五二ノ一号
昭和二年十月七日
警視総監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿
社會局長官殿

東京木工所ノ労働争議ニ関スル件

要旨ハ労資、数次ノ会見ニ依リ二箇所乃至数箇所ノ組合ニ一乗連アリ
標記木工所ニ於ケル労働争議ハ其ノ後ノ状況次ノ如シ

記

事業主ニ於テハ既ニ組合員ノ要求ヲ承認セサルコト、シ改メ
テ別記回答書ヲ作成シ本月一日午後四時ヨリ工場内ニ於テ大衆ル